

障害福祉サービスの在り方等に関する意見書

平成 27 年 1 月 16 日

障害福祉サービスの在り方に関する
論点整理のためのワーキンググループ
座長 殿

一般社団法人日本 ALS 協会
会長 長尾義明



一般社団法人日本 ALS 協会から次の 6 項について意見を提出いたします。

1. 介護保険と障害者総合支援法について

- ① 介護保険の優先を外し、必要に応じて総合支援法も利用できるようにしてください。
- ② 身体介護と重度訪問介護は、一か所の事業所でサービスを提供できるようにしてください。
- ③ 重度訪問介護の単価を上げてください。
- ④ 障害程度区分 6 と重度障害者等包括支援の国庫負担基準額を上げてください。
- ⑤ 重度包括等支援で重度訪問サービス利用者の国庫負担基準額は 63 万円台ですが、重度包括等支援の利用者と同じ 80 万円台にしてください。
- ⑥ 介護保険の利用者でも国庫負担基準額を減額しないでください。

2. 治療・レスパイト等の入院時の重度訪問ヘルパーの見守りにについて

意識がはっきりしていて、常時コミュニケーションニーズがあるが、その方法に独自性があり病棟の看護では個別対応が困難な ALS 患者の場合は、その人独自の意思伝達方法に慣れたヘルパーによる付き添いが必要です。常時見守りがない病棟では呼吸器外れや対応の遅れによる事故が多発しています。入院中の重度訪問介護のヘルパーによる「見守り」を認めてください。

3. コミュニケーション支援について

在宅訪問による意思伝達装置のスイッチ等の作成および調整を評価し、補装具等とは別の地域支援事業の必須事業にしてください。

4. 地域間格差の是正について

全国どこに住んでいても生存と自立のために必要な介護給付を保障してください。

- * サービス利用者のニーズを掘り起し、それに相応する予算を地方自治体が確保するように助言してください。
- * 家族同居であっても、家族の状況に配慮して、1日24時間介護が必要な人には必要な時間数を給付するようにしてください。

5. ALS患者地域療養施設の整備と訪問系サービスにおける居住地特例について

ALS患者地域療養施設の整備をして下さい。

訪問系サービスにも居住地特例を認め、医療介護などの地域基盤整備が進んでいる地域に住民票を移さずに移住できるようにしてください。

6. 重度訪問介護や医療的ケアを提供する事業所に対する評価について

- ① 特定事業所加算や処遇改善加算で、単価が低い重度訪問介護や研修コストがかかる医療的ケアにおいて、相当の努力をしている事業所を評価してください。
- ② 重度訪問介護のサービス内容を精査し、公正に評価してください。
 - * たとえば、「見守り」の中には、利用者の背後に控えていて利用者と呼ばれたらケアをする「見守り」もあれば、意思伝達が困難な者や医療が常時必要な者のニーズに備えて、利用者の顔を常時見続けている「見守り」もある。前者は安全レベルでの「見守り」「移動介助」、後者は生存レベルでの「見守り」「移動介護」であり、研修にかかるコストも介護者のスキルも大きく異なる。前者は雇用開始日から正規サービスとして実施できるが、後者は一人前になるまでおよそ3か月から半年はかかり、その間の給与は研修扱いとして事業所の持ち出しになっている。